

## 第2章 人権施策の推進方針

### 1 協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、町の基本理念の下、町民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚し、自らの人権課題として町、町民、事業者が連携・協力し合いながら、それぞれ主体的な行動、取り組みを推進していくことが必要です。

#### (1) 町の責務

町の責務として、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の視点に立った町政運営に努めます。

そして、さまざまな人権課題に対し、全庁的に取り組み、必要な人権施策を積極的に推進していきます。

#### (2) 町民の役割

町民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、町が実施する取り組みへの参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、人権意識の向上に努めることとします。

#### (3) 事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりに積極的に参画することとします。

### 2 人権・同和教育、啓発の推進

こども園・保育園、学校、家庭、地域、企業などあらゆる場面において、豊かな人間性と人間関係を育む人権・同和教育、人権学習の場面を提供し、誰もが安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めます。

#### (1) 就学前における人権・同和教育、啓発の推進

##### 【現状と課題】

・こども園・保育園では、生きていくために必要な力の基礎を育むことを目的とし、家庭との連携を大切にしながら、生活リズムや生活習慣、言語力、道徳性や社会性、自分や友だちを大切に  
する感性を育む取り組みなどを実践しています。

・幼児期における人権・同和教育は、子どもの成長や発達段階に応じて計画的に取り組むことが必要です。

### 【施策の基本的方向】

- ・一人ひとりのありのままの姿や文化等の違いを認め、互いに尊重する心の育成に努めます。
- ・生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ねながら発達を促すとともに、社会性・道徳性を育み社会規範や集団生活の基盤の育成に努めます。
- ・受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の育成に努めます。
- ・子どもたちが身近な環境に興味や好奇心を持って関わり、感じたことや考えたことを表現する力の育成に努めます。
- ・乳幼児の健やかな体と豊かな心を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力の育成に努めます。
- ・保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつながるようにします。
- ・保護者の人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。

## （２）学校における人権・同和教育、啓発の推進

### 【現状と課題】

- ・学校教育においては、授業研究、実践交流などを充実させ、人権問題を理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じて組織的・計画的に人権・同和教育に取り組むことが必要です。
- ・同世代の集団における人間関係を体験することができる学校は、少子化により家庭や地域の遊び仲間が少なくなった今日、これまで以上に重要な位置づけとなります。
- ・いじめや不登校の問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や、自分も他者も尊重することができる人権意識が十分に浸透していない面があります。いじめをさせないためには、いじめを行う子どもの存在感や自尊感情を高めることが必要です。また、いじめの傍観者を含むすべての子どもたちに、他人に対する思いやりや違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

### 【施策の基本的方向】

- ・人との出会いを肯定的に捉え、多様な価値観や生き方に触れながら、共に生きることの意味を実感できることをめざして、学校生活や日常生活での仲間づくりを推進します。
- ・豊かな自尊感情の育成に努め、自分も他者も尊重することができる子どもの育成に努めます。
- ・課題に取り組み、それをやり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進するとともに、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育む教育に努めます。
- ・参加体験型学習を取り入れるなど、主体的・意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。
- ・教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつながるようにします。
- ・保護者の人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。
- ・学校で発生した事象については、その課題を教育委員会や関係機関と連携し、丁寧に分析・解決していきます。

### (3) 家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進

#### 【現状と課題】

- ・私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。
- ・これまで文化センターなどを中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者はさまざまな人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現をめざしてきました。
- ・意識調査の結果から、「人権」の捉え方として、重要であると考える人と、無関心な人の二極化が見られ、「自分は差別しておらず、差別することもないから関係ない」と思っている人が多いのではと考えられます。これまで学習機会があまりなかった町民も参加できるような学習機会の提供が大きな課題となっています。
- ・人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、町民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。
- ・人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。

#### 【施策の基本的方向】

- ・あらゆる人権課題解決への実践の輪を広げるため、地域に密着した教育・啓発活動を積極的に推進します。
- ・町民に対し、広く人権問題についての理解の推進を図るため、公民館等の社会教育施設等においても講座の開催や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供を行います。
- ・家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

### (4) 企業等における人権・同和教育、啓発の推進

#### 【現状と課題】

- ・長時間労働による過労死、職場におけるセクハラ<sup>※1</sup>・パワハラ<sup>※2</sup>・カスハラ<sup>※3</sup>などのハラスメント（嫌がらせ）等、企業等においてもさまざまな人権問題が課題となっています。このため、企業等の事業者は、従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。
- ・人権問題への対応は、企業等への信頼に大きく関わるだけでなく、取引の成否に関わるような事態も少なくありません。そのため、「人権」の観点から企業活動を見直し、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れ、職場内で人権に関する研修を行う企業等が増えてきています。

#### ※1 セクハラ（セクシャルハラスメント）

職場内における性的嫌がらせのことであり、「性的言動」によって不利益を受けたり、労働環境が害されるハラスメント。

#### ※2 パワハラ（パワーハラスメント）

同じ職場で働く者に対して、主に社会的な地位の高い者による、自らの権限や組織内の優位性を利用したいじめや嫌がらせのこと。

### ※3 カスハラ（カスタマーハラスメント）

顧客や取引先などから、過剰な要求をされたり、商品やサービスに対して不当な言いがかりをつけられたりする著しい迷惑行為のこと。

#### 【施策の基本的方向】

- ・企業等が行う人権研修等の取り組みに、講師派遣や資料提供等の支援を行います。
- ・企業等との連携を深め、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を呼びかけていきます。

## 3 推進体制の確立・調査の実施

### （1）人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、町民と深い関わりをもっています。

そのため、すべての職員は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識するとともに、人権問題に関する知識と豊かな人権感覚を身につけ、あらゆる施策において人権尊重の視点に立った行政を推進する必要があります。

さらに行政職員は、地域社会の一員として人権啓発を推進していく役割が求められているため体系的に人権研修を位置づけ、その充実を図ります。また、単に知識の習得にとどまらず、より効果的な人権研修を各職場において実施し、地域での実践（行動化）へつなげていきます。

### （2）国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実

人権政策の効果的な推進にあたっては、国、県、関係団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取り組みを進めます。

町内のさまざまな組織・団体で構成される「琴浦町人権・同和教育推進協議会」において、全体での取り組みや各部会での取り組みを活発に行い、人権・同和教育及び啓発を積極的に推進します。また、町内で活動している人権擁護団体等の関係団体と連携を図り、関係者に寄り添った効果的な人権・同和教育や人権啓発が実践できるよう、各活動団体の相互交流と支援に努めます。

### （3）意識調査の実施及び活用

意識調査を実施し、その結果を今後の人権施策を進めていく上での基礎資料として活用します。

## 4 相談支援の充実

### （1）国、県と連携した相談・支援体制の充実

さまざまな人権課題に適切に対応していくためには、町民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本町では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に適切に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者との連携の下、必要な支援を行うため、相談支援の充実と相談窓口の周知を図ります。

## (2) 地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備

一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う地域共生社会をつくっていくためには、制度や分野ごとの「縦割り」などを超えて人と人、人と社会資源<sup>※4</sup>がつながる環境を整えることが大切です。地域共生社会の実現にむけ、福祉、学校教育、社会教育などの関係機関が連携して人に寄り添い、人と人、人と社会資源をつなぎ、どこにでもマイノリティ（少数者側）の人たちがいることを前提とした差別や排除のない社会づくりにむけた重層的支援体制の整備に努めます。

### ※4 社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・集団・個人の有する知識や技術等を総称している。

## 5 差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を正しく把握し、関係課等で対応について協議するとともに、関係機関に報告を行います。そして、琴浦町差別事象検討委員会を開催します。

琴浦町差別事象検討委員会では、差別や人権侵害にかかる事象の要因、社会的背景を有識者等で分析するとともに、再発防止等について協議し、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討していきます。

## 6 ユニバーサルデザイン<sup>※5</sup>の視点に立った施策の推進

### (1) 教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサルデザインの考え方への理解が進むよう教育・啓発を行います。

### (2) ユニバーサルデザインの推進

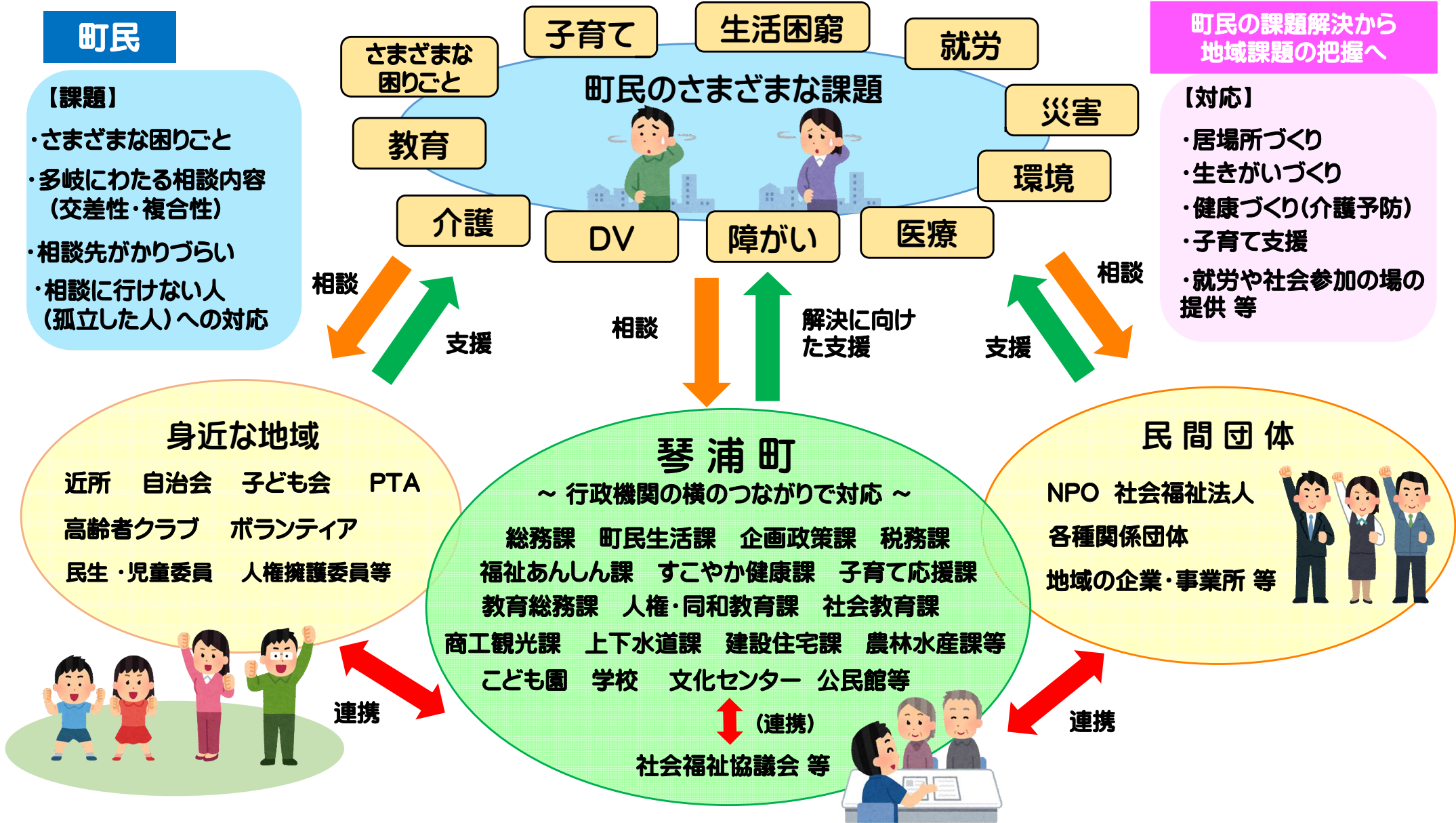
町民すべてが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設、道路等の整備や改善を行います。

### ※5 ユニバーサルデザイン（universal design、UD）

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。



# 町がめざす多機関と連携した相談支援体制体系図



「たて割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、分野をこえてつながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。